

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年つくば市議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日【全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行の日】から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、令和8年6月14日から施行する。